貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和２年８月)

８月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社エムエー通商（法人番号５４６０００１００４６６８）代表者佐藤政博	北海道川上郡弟子屈町とう別原野３８０番地２７	本社営業所	北海道川上郡弟子屈町とう別原野３８０番地２７	R2.8.7	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項　他５件	令和２年７月１０日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。 （１）乗務時間等の基準の遵守義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第３条第４項）、（２）点呼の実施義務違反（安全規則第７条第１項、第２項、第３項）、（３）事故の記録事項義務違反（安全規則第９条の２）、（４）運転者台帳の記載事項義務違反（安全規則第９条の５第１項）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）、（６）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第１０条第２項）	０	０
2	株式会社名菱（法人番号６４３０００１０３５１１２）　代表者名 児耶一人	北海道札幌市西区福井４８７番地	本社営業所	北海道札幌市西区福井４８７	R2.8.27	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の５第１項	令和２年７月３０日、第一当事者と推定される死亡事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。 （１）運転者台帳の記載事項義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の５第１項）	０	０
	以下余白									